

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	遺失届情報ファイル
行政機関等の名称	大分県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部会計課、大分中央警察署、大分東警察署、大分南警察署、別府警察署、杵築日出警察署、国東警察署、豊後高田警察署、宇佐警察署、中津警察署、玖珠警察署、日田警察署、竹田警察署、豊後大野警察署、佐伯警察署、臼杵津久見警察署
個人情報ファイルの利用目的	遺失物法（平成18年法律第73号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 受理番号、2 受理方法、3 受理日時、4 受理警察署、5 受理交番等、6 取扱職員、7 遺失者住所・氏名・年齢・連絡先、8 届出者続柄、9 届出者氏名、10 遺失日時、11 遺失場所、12 物件（現金・物品）、13 遺失者連絡状況、14 遺失者連絡日時、15 遺失者連絡方法、16 処理結果
記録範囲	遺失者（届出者）
記録情報の収集方法	遺失者（届出者）からの提出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 大分県警察本部警務部警務課
	(所在地) 〒870-8502 大分県大分市大手町3-1-1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—

<p>個人情報ファイルの種別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>法第60条第2項第1号（電 算処理ファイル）</p> <hr/> <p>政令第21条第7項に該当する ファイル</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p>	<p><input type="checkbox"/>法第60条第2項第2号（マ ニュアル処理ファイル）</p>
<p>行政機関等匿名加工情報の提案 の募集をする個人情報ファイル である旨</p>	<p>該当</p>	
<p>行政機関等匿名加工情報の提案 を受ける組織の名称及び所在地</p>	<p>(名 称) 大分県警察本部警務部会計課 (所在地) 〒870-8502 大分県大分市大手町3-1-1</p>	
<p>行政機関等匿名加工情報の概要</p>	<p>—</p>	
<p>作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案を受ける組織 の名称及び所在地</p>	<p>—</p>	
<p>作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案をすることが できる期間</p>	<p>—</p>	
<p>備 考</p>	<p>—</p>	